また、国は、被害を受けた漁業者の救済について、被害の損失の補塡その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、漁業者以外の関係事業者等の救済について、事業の再建に対する支援、雇用の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1の三のヌの㈣中「有明海及び八代海等の」を「有明海及び八代海等の」に、「及び有明海及び八代海」を「並びに有明海及び八代海等」に、「両海域」を「各海域」に、「また、基本方針」を「さらに、基本方針」に、「また、各種調査結果」を「なお、各種調査結果」に改める。

2の二中「なお、法附則第三項において、「この法律は、この法律の施行の日から五年以内に（中略）必要な見直しを行うものとする。」とされていることから、本事項については、県計画の策定年度から原則として五年間を目途に記述するものとする。」を削る。

○法務省告示第三十四号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十四年一月三十一日

法務大臣　小川　敏夫

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地	実習内容
一般社団法人愛知県金属プレス工業会	愛知県名古屋市中区大須四丁目十四番二十六号	金属プレス加工

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社安藤工業所	愛知県一宮市西萩原字上沼四十七番地	金属プレス加工
株式会社杉浦製作所	愛知県西尾市寺津町宮越二十二番地	金属プレス加工
ミヤマ精工株式会社	愛知県知立市逢妻町金山十六番地一	金属プレス加工
大橋鉄工株式会社	愛知県北名古屋市徳重北出五十二番地二	金属プレス加工、溶接
八形工業株式会社	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字与太郎百四十二番地一	金属プレス加工

三　対象となる者　平成二十四年一月三十一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月三十一日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社横山養豚	畜産農業
神奈川県横浜市泉区和泉町五千四十九番地	

○法務省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月三十一日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表株式会社カネサの項中「東京都新宿区中井一丁目九番二号」を「東京都中央区銀座二丁目十六番十一号」に改める。

○外務省告示第十八号

平成二十四年一月十七日にモロニで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコモロ連合政府との間に行われた。

平成二十四年一月三十一日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　川口哲郎在コモロ大使

コモロ側　モハメド・バクリ・ベン・アブドゥルファタ・シャリフ外務・協力大臣

○財務省告示第三十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	五・四トン
二	一二・〇トン
三	二七・六トン
四	一九、三〇七トン
五	一、一七五トン
六	一三トン
七	三一・九トン
八	二三・三トン
九	三三、二五七トン
一〇	三、六八九トン
一一	一六、〇五四トン
一二	五六、八四八トン
一三	四、八五四、〇三五トン
一四	一、〇三六、一一〇トン
一四の二	四五八、五八九トン
一五	三〇三トン
一六	六、三七六トン
一七	九四、三二七トン
一八	一三、六二八トン
一九	六三三トン
二〇	三〇〇トン
二一	二二、〇六二トン
二二	三八八トン
二三	三、七六二トン
二四	二五トン
二五	〇トン
二六	四、一一九トン
二七	九、一八四トン
二八	二トン
二九	三五四トン